

**一般型
(在園児合同)**

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。※2




クラス定員の数+
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

**一般型
(専用室独立実施)**

クラスとは別に、
誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。※3




【一般型】

○ 在園児合同実施の場合

- ・ 保育所等の本体事業における利用定員とは別に定員を設け、利用する子どもの年齢と合致する本体事業の保育室等において在園児童と合同で預かりを行います。
- ・ 在園児とともに過ごすことを基本とします。

○ 専用室独立実施の場合

- ・ 保育所等の本体事業における利用定員とは別に定員及び専用室を設け、当該専用室で在園児とは別に預かりを行います。
- ・ 基本的に本制度の対象となる子ども同士で過ごす形態となりますが、活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能です。

一般型乳児等通園支援事業の主な基準		
	保育室等の面積（※1）	職員配置（※2）
0歳児	3.3㎡ / 1人	乳児3人に対して従事者1人
1歳児	3.3㎡ / 1人	幼児6人に対して従事者1人
2歳児	1.98㎡ / 1人	幼児6人に対して従事者1人

※1 在園児合同による実施では、保育所等の在園児の面積基準に加え、本制度の利用児童の数に対する面積基準が必要です。

※2 従事者の6割以上は保育士とし、配置する従事者が2人を下回らないこと。

余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、
保育士は3名以上配置。 ※1



2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

【余裕活用型】

- ・ 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所において当該施設又は事業を利用するこどもの数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用こども数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能です。
- ・ 余裕活用型乳児等通園支援事業においては、設備及び職員の基準は、中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第25条の規定により、本体施設又は事業所について定める基準に従います。
- ・ 中野区では、余裕活用型を実施する場合、「一般実施（開始日と終了日を事前に設定する）」と「特別実施（開始日を事前に設定し、空き定員が本体事業により充足する日を終了日とする）」のいずれかで実施します。